

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件（案） 新旧対照条文

◎ ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成二十二年 ^{文部科学省} ^{厚生労働省} 告示第二号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 個人情報</p> <p>生存する個人の提供者に関する情報であつて、<u>次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>① <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式そ</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 個人情報</p> <p>生存する個人の提供者に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により提供者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより提供者を識別することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。）をいう。</u></p> <p>(新設)</p>

の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。
(11)②において同じ。) で作られる記録をいう。) に記載され、
若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表され
た一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により提供者
を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、
それにより提供者を識別することができることとなるものを含む
。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する
情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報
となる。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(新設)

(11) 個人識別符号

(新設)

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号の
うち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507
号) その他の法令に定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため
に変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の
個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の
購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の
書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番
号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は
発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又
は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若し

くは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(12) 匿名化

提供を受けた配偶子に付随する個人情報から特定の個人を識別することができる情報（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を取り除くこと（当該情報の全部又は一部を取り除き、当該提供者と関わりのない符号又は番号を付すことを含む。）をいう。

（削る）

（削る）

(13) 対応表

匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者を識別することができるよう、当該研究対象者と匿名化の際に付された符号又は番号を照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。

第2章 配偶子の入手

第1 （略）

第2 インフォームド・コンセント

1～3 （略）

(11) 匿名化

提供を受けた配偶子に付随する個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりに提供者と関わりのない符号又は番号を付することをいう。匿名化には、次に掲げるものがある。

① 連結可能匿名化

必要な場合に提供者を識別できるように、当該提供者と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。

② 連結不可能匿名化

提供者を識別できないよう、当該提供者と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

（新設）

第2章 配偶子の入手

第1 （略）

第2 インフォームド・コンセント

1～3 （略）

4 インフォームド・コンセントの撤回

(1)・(2) (略)

(3) 研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けた配偶子（提供者が自らの生殖補助医療に用いることを希望するものを除く。）又は当該配偶子から作成したヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。

① 配偶子又はヒト受精胚が匿名化されている場合（特定の個人を識別することができない場合であって、対応表が作成されていない場合に限る。）

② (略)

第3章～第6章 (略)

4 インフォームド・コンセントの撤回

(1)・(2) (略)

(3) 研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けた配偶子（提供者が自らの生殖補助医療に用いることを希望するものを除く。）又は当該配偶子から作成したヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。

① 配偶子又はヒト受精胚が連結不可能匿名化されている場合

② (略)

第3章～第6章 (略)

附 則

この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日から施行する。